

第 5 章 資源化事業

1 資源化事業

(1) 事業の概要

昭和 56 年 1 月から、ごみの減量と資源化を図るため、我孫子式集団資源回収事業を開始した。この事業は、市民で構成する再資源化事業促進団体と再資源取扱業者が活動母体となり、市は両者の取引が円滑に行われるよう指導調整し、再資源化事業促進団体への資源回収用具の貸与及び奨励金の交付を行っている。

平成 9 年度からは、容器包装リサイクル法に対応するため、我孫子式集団資源回収から市(委託業者)による回収(行政回収)に変更した。

資源回収の開始当初から、自治会などの資源回収登録団体は、集積所の設置と管理及び適正な分別の実施並びに回収用具の管理を役割分担している。

この方法は、2 年にわたり市民代表委員を含む廃棄物基本問題調査会で議論され、約 400 回にもわたる市民との協議と議論の末に実施にいたっている。

資源の分別や回収用具の管理は、自治会では当番制により、集合住宅では管理人が行う場合がほとんどで、この当番制は資源回収の発展に大きく寄与してきた。当番を行うことで分別をさらに理解し、集積所がコミュニケーションの場となり、リサイクル意識の普及の一助となっている。

しかし、高齢社会を迎え資源回収用具の出し入れが困難になってきているとの意見を受けて、市では平成 17 年度から①資源回収登録団体が奨励金の交付を受けて実施(第三者への委託を含む。)、②資源回収登録団体は市に依頼し奨励金の交付を受けない、という 2 つの方法から資源回収登録団体が選択できることとした。

<意向調査結果>

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	団体数	集積所数	団体数	集積所数	団体数	集積所数	団体数	集積所数
①奨励金交付団体	161 団体	1,066 ヶ所	158 団体	1,036 ヶ所	158 団体	1,036 ヶ所	153 団体	963 ヶ所
②奨励金の交付を受けない団体	96 団体	502 ヶ所	98 団体	539 ヶ所	98 団体	539 ヶ所	103 団体	604 ヶ所
合 計	257 団体	1,568 ヶ所	256 団体	1,575 ヶ所	256 団体	1,575 ヶ所	256 団体	1,567 所

※資源回収用具の管理に関する意向調査は毎年度 7 月頃実施、翌年 4 月から 1 年間実施している。

(ア) 資源回収登録団体

資源回収登録団体は、令和5年4月1日現在、256の自治会等が登録され、分別排出や資源回収用具及び資源回収集積所の管理を行っている。

(イ) 資源回収品目

昭和56年 1月	古紙類、古繊維類、びん類、金属類、缶類 (新聞、ダンボール、雑誌、古繊維、びん類、金属類、缶類)	5種7分別
昭和60年 4月	廃乾電池(有害再生物)を追加	6種8分別
昭和61年 4月	廃蛍光灯(有害再生物)を追加	6種9分別
平成 2年10月	雑がみ、牛乳パックを追加	6種11分別
平成 4年 7月	廃食用油を追加	7種12分別
平成 5年 7月	発泡トレーを追加	8種13分別
平成 9年 1月	びん類の3分別開始(無色、茶色、その他色)	8種15分別
〃 4月	ペットボトルを追加	9種16分別
平成13年 9月	その他プラスチック製容器包装を追加 (発泡トレーを含む)	9種16分別
平成18年 4月	一般家庭・事業所の剪定枝木の資源化開始	10種17分別
平成21年 1月	一般協力家庭の生ごみの資源化開始	11種18分別
平成23年 4月	雑誌・雑紙の分別を統合	11種17分別
平成24年 6月	福島第一原発事故由来の放射性物質の影響により、燃やせなくなった草や葉の分別開始	11種17分別
平成24年 7月	放射性物質の影響により、剪定枝木を雑草・落ち葉とともに燃やせないごみに変更	10種16分別
令和 2年 4月	生ごみの資源化終了	9種15分別
令和 4年 3月	ボタン電池とコイン型リチウムイオン電池の集積所回収を開始	
令和 5年 4月	燃やせないごみから雑草・落ち葉を可燃ごみに変更	

(ウ) 資源回収方法

資源回収は、回収用具を必要とするもの及び剪定枝木については隔週、その他の回収用具を必要としないものについては、毎週行っている。なお、回収用具を必要とする場合、資源回収登録団体は、当日早朝までに資源回収用具を集積所に設置し、市民は午前8時30分までに集積所の所定の位置に排出する。

回収用具は、全品目が回収された後に資源回収登録団体が撤収し保管する。

〈集積所数〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	434箇所	433箇所	426箇所	425箇所
不燃・資源	143箇所	142箇所	141箇所	142箇所
併用	2,155箇所	2,171箇所	2,192箇所	2,228箇所

(エ) 資源の排出方法

(令和5年4月現在)

分類（9種）	品目（15分別）	回収頻度	排 出 方 法
1 古紙類	① 新聞 ② ダンボール ③ 雑誌・雑紙 ④ 紙パック	毎週1回	品目ごとに紐とじ
2 古繊維類	⑤ 古繊維類	毎週1回	紐とじ
3 びん類	⑥ 無色びん ⑦ 茶色びん ⑧ その他びん	隔週1回	品目ごとに指定樹脂袋
4 缶類	⑨ 缶類	隔週1回	指定樹脂袋（スチール缶、アルミ缶一緒）
5 金属類	⑩ 金属類	毎週1回	そのまま置く 小さなものは半透明の袋
6 その他プラスチック製 容器包装	⑪ その他プラスチック製容器 包装	毎週1回	レジ袋等のビニール袋（指定なし）
7 廃食用油	⑫ 廃食用油	隔週1回	密閉型容器（指定）
8 電池・蛍光管	⑬ 乾電池・ボタン電池等 ⑭ 蛍光管	隔週1回	プラスチック製小箱（指定）
9 ペットボトル	⑮ ペットボトル	隔週1回	樹脂製網袋

※ 資源回収の排出用具は、自治会等の申込みに応じて市が貸与している。

(オ) 燃やせないごみの排出方法

剪定枝木	隔週1回	・剪定枝木は指定した大きさに紐で束ねて排出
------	------	-----------------------

(2) 資源化率

令和5年度の我孫子市の資源化率は23.3%、令和4年度は25.2%である。

全国でも千葉県の資源化率は高く、その中でも我孫子市の資源化率は、県平均と比較し、高い数値で推移してきたが、福島第一原発事故由来の放射性物質拡散の影響により、資源化率の向上を追求できない状況が長期間続くものと想定される。

また、世界的な需要と国際価格に影響されることから、資源の安定的な売払が困難な時代を迎えており、ごみ排出量や最終処分量の削減を目標に設定することがより望ましい。

＜令和4年度千葉県内資源化率状況＞

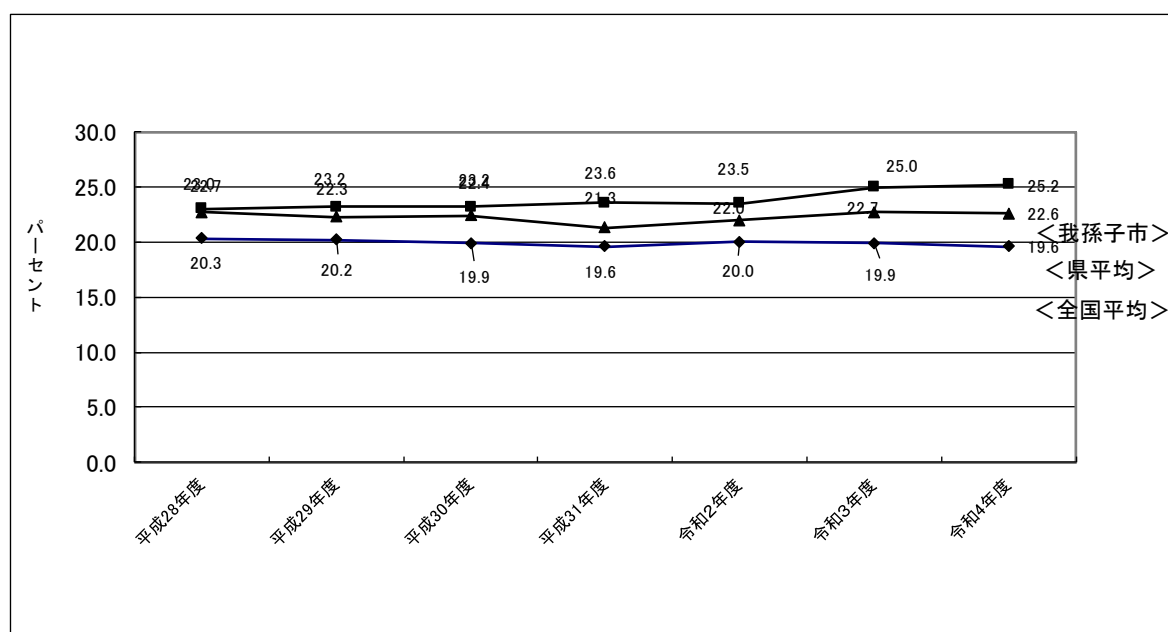
順位	市町村名	資源化率
1	千葉市	34.4
2	御宿町	29.4
3	松戸市	25.8
4	我孫子市	25.2
5	流山市	25.0
6	袖ヶ浦市	25.0
7	君津市	23.3
8	南房総市	22.8
9	富津市	22.1
10	野田市	22.1

環境省 廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果に基づく。

なお、資源化率の計算方は、千葉県循環型社会推進課がとりまとめている「清掃事業の現況と実績」の例による。

資源化率 全国平均、県平均との比較（経年推移）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国平均	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6
県平均	22.7	22.3	22.4	21.3	22.0	22.7	22.6
我孫子市	23.0	23.2	23.2	23.6	23.5	25.0	25.2



※令和5年度の千葉県及び全国のリサイクル率は現段階で公開されていない。

(3) 資源持ち去り防止対策

集積所に排出された資源物の持ち去りにより、資源回収登録団体が被害にあったことから「我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」の一部を改正し、その防止に努め、市民との協力体制の維持を図っている。

〈改正の概要〉

(ア) 条例名を改正

(新) 我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

(旧) 我孫子市廃棄物に関する条例

(イ) 資源物の所有権の帰属及び持ち去りの禁止を規定

①集積所に排出された資源物の所有権は、市に帰属。(第26条の2第1項)

②指定事業者以外の者の、資源物持ち去りを禁止。(第26条の2第2項)

③指定事業者以外の者に対する、資源物持ち去り禁止命令(第26条の2第3項)

(ウ) 罰則規定

第26条の2第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金。

(第32条)

(エ) 平成17年4月1日施行

平成17年7月1日罰則規定の施行

これに加え早朝パトロールや持ち去り禁止看板の設置などを行っている。

通 報 件 数	
平成26年度	9件
平成27年度	11件
平成28年度	16件
平成29年度	12件
平成30年度	8件
平成31年度	5件
令和2年度	9件
令和3年度	6件
令和4年度	2件
令和5年度	10件

(4) 資源回収量(集積所回収)

(単位：kg)

品 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
新 聞	35,100	33,050	35,340	30,610	35,200	32,400	30,890	36,020	40,030	31,480	31,480	31,060	402,660
ダンボール	97,910	108,320	107,110	109,060	116,290	101,630	104,470	103,560	126,760	109,100	87,250	94,730	1,266,190
雑誌・雑紙	153,610	143,810	130,010	129,140	127,770	110,050	126,550	127,430	153,630	133,570	118,650	147,930	1,602,150
紙 パ ッ ク	1,420	1,510	1,650	1,550	1,670	1,420	1,430	1,340	1,410	1,370	1,120	1,010	16,900
古 繊 維 類	72,830	55,510	45,000	37,140	29,510	25,480	54,440	46,140	43,450	33,390	22,280	27,760	492,930
無 色 び ん	27,760	27,600	28,280	30,030	37,050	28,390	28,270	27,450	30,130	41,850	22,020	22,790	351,620
茶 色 び ん	16,410	16,990	16,310	19,630	20,550	18,060	15,070	14,430	14,330	21,060	16,100	16,270	205,210
そ の 他 び ん	15,520	16,120	15,820	17,460	20,580	16,820	13,280	13,240	14,560	23,560	17,350	17,440	201,750
空 き 缶 類	25,090	26,190	25,970	29,530	34,510	29,010	24,540	23,570	25,210	31,190	24,710	24,510	324,030
金 属 類	35,600	36,310	34,160	34,180	35,960	33,040	37,520	37,770	47,160	39,090	29,490	32,620	432,900
そ の 他 プ ラ	108,290	125,760	117,950	112,660	126,050	111,660	115,020	111,150	112,860	122,070	109,080	108,530	1,381,080
廃 食 用 油	1,290	1,240	1,350	1,470	1,640	1,350	1,160	1,120	1,050	1,370	1,460	1,280	15,780
乾 電 池	2,190	2,130	2,200	2,370	2,780	2,350	2,490	2,770	3,200	3,370	2,410	2,300	30,560
蛍 光 管	470	450	420	400	480	430	400	450	610	710	500	410	5,730
ペットボトル	26,910	29,090	30,230	39,440	48,120	38,630	30,260	27,060	26,100	30,620	24,910	25,110	376,480
合 計	620,400	624,080	591,800	594,670	638,160	550,720	585,790	573,500	640,490	623,800	508,810	553,750	7,105,970

(5) 資源回収量の推移

(単位：t)

種類 \ 年度		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集積所回収	古紙類	3,928	3,945	3,776	3,617	3,287
	古繊維類	665	755	587	541	493
	空きびん	874	898	858	834	759
	空き缶	387	402	378	371	324
	金属類	583	670	559	487	433
	その他プラ	1,471	1,513	1,510	1,454	1,381
	食用油	40	31	28	22	16
	乾電池・蛍光管	41	43	40	39	36
	ペットボトル	369	382	386	389	376
	生ごみ	266	-	-	-	-
	小計	8,624	8,639	8,122	7,754	7,106
その他資源	小型家電	1	1	1	1	1
	場内発生資源等	-617	-295	-68	409	237
	焼却灰(可燃ごみ)	1,163	1,154	1,285	1,146	1,367
	焼却灰(燃やせないごみ)	125	167	180	339	124
	小計	671	1,026	1,397	1,894	1,728
合計		9,295	9,665	9,519	9,648	8,833

場内発生資源等は、直接搬入や処理残渣、水分蒸散も含む

焼却灰(燃やせないごみ)は、剪定枝木を破碎(チップ化)し、民間の施設で焼却処理したのち灰を資源化した量

(6) ごみ搬入量及び資源化率

(単位：t)

種類 \ 年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	24,764	25,020	24,832	23,997	27,472
不燃ごみ	1,768	1,386	1,309	1,277	1,416
粗大ごみ	212	301	318	340	316
資源	8,626	8,639	8,123	7,788	7,249
燃やせないごみ	5,555	5,137	4,962	4,949	1,407
合計	40,925	40,483	39,544	38,350	37,861
資源化量	9,665	9,518	9,896	9,648	8,833
資源化率(%)	23.6	23.5	25.0	25.2	23.3

※ 項目ごとに小数点第1位で四捨五入しているため、合計は一致しない。

(7) 回収資源の資源化量

(単位：kg)

※古紙、金属(空き缶含む)、古繊維、廃食用油は売却量、その他は搬出量を採用

品 目		回収量	前年繰越	持ち込み・場内選別等	残渣・消滅	次年度繰越	資源化量
古紙類	新聞	402,660	190	5,540	190	1,710	407,800
	ダンボール	1,266,190	1,460	30,530		1,310	1,296,870
	雑誌・雑紙	1,602,150	2,540	52,070		2,190	1,654,570
	紙パック	16,900		360			17,250
古繊維		492,930	59,500		△ 32,770	57,500	462,160
びん類	無色びん	351,620			△ 5,330		763,910
	茶色びん	205,210					
	その他色びん	201,750					
缶類	スチール	324,030	21,740	12,830	△ 15,260	54,950	137,990
	アルミ		41,080				191,480
金属類		432,900	142,800	253,660	△ 344,760	137,800	622,400
その他プラスチック製容器包装		1,381,080	237,120	15,870	△ 332,530	15,870	1,285,670
廃食用油		15,780				460	15,320
有害再生物	乾電池	30,560	2,960				33,520
	蛍光管	5,730	1,690				7,420
ペットボトル		376,480	80,360	△ 4,095		81,585	371,160
合 計		7,105,970	591,440	366,765	△ 730,460	353,375	7,267,520

資源化量は搬出量(引き渡し量)、古紙類は売却量を採用。資源化量と売却量は一致しない。

△印は、回収後、異物、圧縮梱包時の水分蒸発等による消失を含む重量分

(8) 資源物売買実績

品目		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
新聞	単価(円)	1.0	—	1.0	3.0	3.0	3.0～6.0	6.0	4.0
	数量(kg)	593,170		569,000		492,920		407,800	
	売買金額(円)	0		1,244,364		1,609,980		2,243,758	
ダンボール	単価(円)	-1.0	—	-1.0	1.0	1.0	1.0～4.0	4.0	2.0
	数量(kg)	1,427,820		1,406,100		1,370,910		1,296,870	
	売買金額(円)	0		-28,380		1,707,900		4,297,480	
雑誌・雑紙	単価(円)	-2.0	—	-2.0	0.0	0.0	0～1.0	1.0	1.0
	数量(kg)	2,012,850		1,846,810		1,810,880		1,654,570	
	売買金額(円)	0		-2,018,984		184,970		1,820,027	
紙パック	単価(円)	2.0	—	2.0	2.0	2.0	2.0～3.0	3.0	2.0～3.0
	数量(kg)	22,450		17,680		21,020		17,250	
	売買金額(円)	0		38,896		43,580		49,478	
古繊維類	単価(円)	-2.0	—	-2.0	-2.0	-2.0～0	2.0	4.0	8.0
	数量(kg)	421,650		495,930		452,680		462,160	
	売買金額(円)	0		-1,091,047		110,060		3,029,441	
スチール缶	単価(円)	12.5～17.6	12.5～21.0	23.0～30.0	28.0～37.0	19.0～44.5	28.0～36.0	28.5～34.5	41.0～43.0
	数量(kg)	412,680		153,780		142,560		137,990	
	売買金額(円)	7,181,193		5,185,906		4,566,780		5,562,541	
アルミ缶	単価(円)	※スチール・アルミ缶混合で売却		103～151	151～177	145～220	147～157	138～147	155～175
	数量(kg)			213,530		206,410		191,480	
	売買金額(円)			34,874,598		34,159,430		32,833,603	
金 属 類	単価(円)	-1.5～1.0	0～-1.5	10.0～-15.0	12.0～21.0	3.0～28.5	7.5～15.0	7.5～13.5	13.5～15.5
	数量(kg)	807,270		709,140		634,320		622,400	
	売買金額(円)	0		11,800,470		8,941,350		8,333,892	
廃食用油	単価(円)	14.0		14.0		14.0		14.0	
	数量(kg)	24,630		21,140		18,350		14,460	
	売買金額(円)	344,820		295,960		256,900		182,978	
ペットボトル	単価(円)	33.6～53.6	12.1	30.8	66.0	97.8	143.1	55.0	45.0
	数量(kg)	336,010		383,600		381,620		371,160	
	売買金額(円)	10,335,108		18,178,336		45,048,556		20,610,920	
羽毛布団	単価(円)							200～500	200～500
	数量(kg)	—		—		—		840	
	売買金額(円)							181,390	
合 計	数量(kg)	6,058,530		5,603,180		5,325,260		4,985,500	
	売買金額(円)	17,861,121		68,480,119		96,629,506		79,145,508	

※単価は、廃食用油以外は税抜き。

再商品化業務委託

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
その他プラ	数量(kg)	1,385,990	1,375,390	1,343,630	1,285,670
	委託料(円)	747,052	771,542	712,108	820,275

※金額の前に△がついているものは、処理費用（逆有償）がかかり、市の負担金額を示す。

※令和2年度に平成31年度合理化拠出金として、容リ協から813,663円の歳入がありました。

(9) 剪定枝木の資源化事業（平成 23 年度以降に発生したものは、燃やせないごみ）

平成 15 年度から公園の樹木、街路樹、学校など公共施設の樹木の剪定枝木等をチップ化し、マルチング材や土壌改良材、堆肥として利活用してきた。平成 18 年度からは範囲を家庭や事業所に広げ、平成 19 年度からは一般家庭から排出される剪定枝木等の集積所回収を行い、さらに資源化を図ってきた。

しかし、平成 23 年度以降発生したものは、放射性物質の影響により資源化できない状況であったため平成 24 年度から落ち葉や雑草を剪定枝木と併せて収集し市外に搬出し処理してきた。

放射能の影響が少なくなったことから令和 5 年度に落ち葉と雑草を可燃ごみに戻し、令和 5 年度からは剪定枝木のみ回収している。

<剪定枝木回収量>

年度	集積所回収（t）	持込・公共等（t）	合計
平成 31 年度	3,050	2,506	5,556
令和 2 年度	3,206	1,931	5,137
令和 3 年度	3,064	1,898	4,962
令和 4 年度	2,979	1,970	4,949
令和 5 年度	414	993	1,407

※項目ごとに小数点第 1 位で四捨五入しているため、合計は一致しない。

※令和 4 年度までは、落ち葉と雑草を含む燃やせないごみの回収量

<燃やせないごみの資源化>

放射能の影響に伴い、平成 24 年度から落ち葉雑草を剪定枝木と併せて収集し、埋め立て処分としてきた。引き続き土壌に戻すことはできないが、平成 31 年度から、クリーンセンター場内で破碎処理した後、民間の施設で焼却し、焼却灰を路盤材等の資材として資源化する施設へ引き渡している。

年度	資源化量（t）
令和 2 年度	167
令和 3 年度	180
令和 4 年度	174
令和 5 年度	124

(10) 焼却灰資源化事業

平成 13 年度から、焼却灰の全量をエコセメントの原料とするリサイクルを開始した。

また、平成 20 年度以降はリスク分散のため、焼却灰の焼成や溶融処理し、土木工事の資材として再生する複数の事業者にも資源化を委託した。

福島第一原発事故後、放射能の影響により資源化量は減少したが、焼却施設に投入するごみを精査することで焼却灰に含まれる放射性物質を平準化する努力により資源化を進めている。

<資源化実績>

	搬出先 (企業名)	搬出量 (t)	処分費 (円)	運搬費 (円)	合計 (円)
平成 26 年度	民間事業者	496	23,050,955	—	23,050,955
平成 27 年度	民間事業者	501	23,338,231	—	23,338,231
平成 28 年度	民間事業者	387	18,022,450	—	18,022,450
平成 29 年度	民間事業者	382	18,134,597	—	18,134,597
平成 30 年度	民間事業者	735	34,939,074	—	34,939,074
平成 31 年度	民間事業者	1,163	52,880,199	3,302,964	56,183,163
令和 2 年度	民間事業者	1,154	55,869,577	—	55,869,577
令和 3 年度	民間事業者	1,285	62,064,580	—	62,064,580
令和 4 年度	①中央電気工業 ②メルテックいわき㈱ ③ツネイシカムテックス㈱埼玉工場	①460 ②390 ③296	21,801,010 19,945,945 13,831,921	—	55,578,876
令和 5 年度	①中央電気工業 ②メルテックいわき㈱ ③ツネイシカムテックス㈱埼玉工場	①470 ②541 ③356	25,869,800 28,549,488 15,058,813	—	69,478,101

※令和 3 年度までの焼却灰資源化事業の委託先については、福島第一原発事故由来の放射性物質に対する風評被害により相手先の法人等の社会的評価等が損なわれること、及び資源化事業の実施の目的に沿った成果が得られなくなることが予想されることから、公表を差し控える。

(11) 小型家電リサイクル

使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称：小型家電リサイクル法）」が平成 25 年 4 月に施行された。電気・電池で動く小型の家電製品（携帯ゲーム機、デジタルカメラなど）は、金や銅などの有用金属、また、希少価値のあるレアメタルも含まれている。

本市では、近隣センターや公民館などの公共施設 13 か所と協力店舗 4 か所の合計 17 か所に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を実施している。

回収した小型家電は、認定事業者を通じて再資源化されている。

なお、資源価格の下落、運搬費等の高騰に伴い、令和 2 年度以降は逆有償資源となっている。

< 小型家電資源化実績 >

年度	資源化量 (kg)
平成 29 年度	450
平成 30 年度	530
平成 31 年度	590
令和 2 年度	440
令和 3 年度	450
令和 4 年度	600
令和 5 年度	590

(12) 回収された資源について

資源として回収したものは、主に下表のような製品としている。

新聞→	新聞紙、週刊誌等の原料	スチール缶→	鉄筋棒等の建築資材の原料
段ボール→	段ボール等の原料	アルミ缶→	アルミ二次製品の原料
雑誌・雑紙→	菓子箱、洗剤箱等の原料	金属類→	鉄骨、鉄筋棒等の建築資材の原料
牛乳パック→	ティッシュペーパー等の原料	ペットボトル→	文房具や衣類等の原料
古繊維類→	中古衣類(輸出)又はウェア等	容器包装その他プラ→	プラスチック製品の原料
無色びん→	土木資材(人口砂)	廃食油→	石鹼、飼料、肥料、塗料、燃料の原材料
茶びん→		乾電池等・蛍光灯→	金属部分は鉄筋棒・再生ガラスの原料など
その他色びん→			

2 3 R推進・啓発事業

(1) ふれあい工房 ※平成 31 年度（令和元年度）をもって施設廃止

ごみの発生抑制及び減量、資源化の啓発を図る拠点とするとともに、市民の自主的な資源化活動の場として、リサイクルの技術指導やリサイクル学習などを通して、市民交流、社会参加を進め、もって資源循環型社会の構築や社会福祉の向上に資する事業を、市民と協働で行う施設として開設された。

市が、知識や技術を持った高齢者等を技術アドバイザーに委嘱し、粗大ごみとして出された家具類などを修理し販売すること等により、再使用や再生利用に供してきた。

なお、平成 16 年 4 月から、事業運営及び施設の維持管理を技術アドバイザーからなる「ふれあい工房運営協議会」に委託してきたが、利用者の減少やアドバイザーの高齢化に伴う減少、施設の老朽化を踏まえ、令和 2 年 3 月をもって事業を終了した。

(2) クリーンフェスタ（平成 24 年度以降は休止中）

我孫子市におけるリサイクルの流れや廃棄物処理の実状に触れながら、生活から排出される「ごみと資源」について共に考え、廃棄物行政への理解とごみの減量、リサイクルの推進を目的として平成 15 年（2003 年）度から実施している事業で、毎年テーマを掲げて 10 月の最終日曜日に市民に向けて PR 活動を実施してきた。（平成 20 年（2008 年）度まで）。平成 23 年（2011 年）度は、天候や他イベントとの関係で、開催日を 10 月初旬に変更した。

平成 24 年（2012 年）度以降は、放射性物質を含むごみをクリーンセンター場内で処理していたため開催していない。

また、平成 28 年（2016 年）から新廃棄物処理施設の建設に伴い、各施設の解体工事及び建設を順次実施するため、開催していない。

(3) ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度

平成 16 年度からスタートした「ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度」は、ごみの減量やリサイクルの推進を行っている店舗、事業所などを市が認定し、広報、ホームページなどで広く市民に知らせることにより、消費者の利用を促進し、資源循環型社会の実現を目指すものである。

なお、令和 3 年度から千葉県において「ちば SDGs パートナー」登録制度が導入され、事業の内容が重複していることから、令和 5 年度末に廃止となった。

3 補助金及び助成金交付事業

(1) 生ごみ処理容器等購入補助金

家庭から排出される生ごみを自家処理し、ごみの減量を図る目的で、平成3年度から生ごみ処理容器（コンポスト容器）の購入者に補助金交付事業を開始した。

さらに、平成6年4月、EM菌（ぼかし）を利用したぼかし容器や機械式生ごみ処理機について補助対象に加えた。

平成28年度末までの累計で、コンポスト容器、ぼかし容器合わせて11,680基、機械式生ごみ処理機1,381基に対し補助金を交付し、生ごみの排出を抑制している。

なお、平成27年度までは、コンポスト容器、ぼかし容器の補助率は本体価格の2／3の上限金額3,000円で、機械式生ごみ処理機の補助率は本体価格の1／2の上限金額30,000円であったが、平成28年度以降下記の表のとおりに変更を行った。

<補助対象内容>

補助対象	補助率	上限金額
コンポスト容器	本体価格の2／3	5,000円
ぼかし容器		
機械式生ごみ処理機		

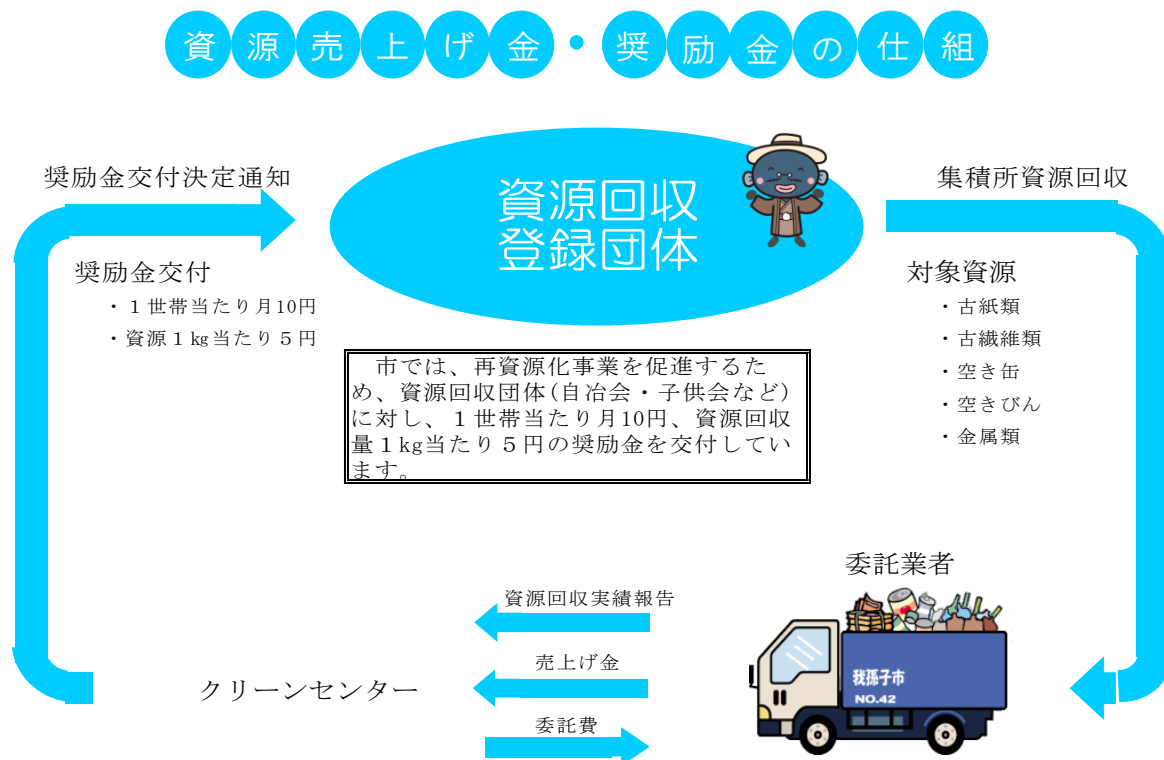
※ コンポスト容器、ぼかし容器、機械式生ごみ処理機は、1年間に1人1基までの補助としている。

<生ごみ処理容器等購入補助実績>

年度 項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コンポスト容器	11基 31,930円	10基 28,700円	19基 70,250円	17基 58,100円	17基 57,980円
ぼかし容器	13基 18,580円	14基 22,530円	18基 32,250円	17基 29,080円	14基 24,990円
機械式処理機	7基 35,000円	21基 105,000円	15基 75,000円	17基 85,000円	21基 105,000円
合 計	31基 85,510円	45基 156,230円	52基 177,500円	51基 172,180円	52基 187,970円

（２）再資源化事業促進奨励金

資源回収登録団体に対し、回収された対象資源量に応じて、1 kg当たり 5 円、1 世帯当たり 10 円の奨励金を月ごとに交付し、再資源化の支援を行なっている。



（ア）経年交付額（円）

	平成31年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和5年度
奨励金	26, 865, 600	27, 176, 030	25, 306, 990	23, 877, 320	21, 091, 930

（イ）交付実績

月	対象資源量 (kg)	世帯数 (世帯)	奨励金額 (円)
4 月	305, 820	31, 866	1, 847, 760
5 月	307, 910	31, 876	1, 858, 310
6 月	285, 940	31, 881	1, 748, 510
7 月	282, 340	31, 881	1, 730, 510
8 月	294, 200	31, 880	1, 789, 800
9 月	261, 430	31, 854	1, 625, 690
10 月	283, 190	31, 854	1, 734, 490
11 月	274, 820	31, 829	1, 692, 390
12 月	331, 590	31, 829	1, 976, 240
1 月	304, 270	31, 829	1, 839, 640
2 月	245, 360	31, 840	1, 545, 200
3 月	277, 050	31, 814	1, 703, 390
合計	3, 453, 920	382, 233	21, 091, 930